

第58回憲法と平和を考えるつどい

多数派になるために —今、九条を考える—

講師：網屋喜行氏（鹿児島県立短期大学名誉教授）

日時：2005年5月3日（火）10～12時

場所：宮崎市中央公民館大研修室

目 次

講演要旨

講演資料

- P 1 9条の会アピール
- P 2 國際連盟規約（1920年）
不戦条約（1929年）
- P 3 国連憲章（1945年）
- P 4 ポツダム宣言（1945年）
極東軍事裁判所憲章（1945年）
- P 5 15年戦争の戦禍の及んだ地域略図
- P 6 國際刑事裁判所規程（1998年）
- P 7 マッカーサー・ノート第2原則（1946年2月）
- P 8 吉田首相答弁（1946年6月）
- P 9 幣原國務相答弁（1946年9月）
- P 10 第9条確定条文（1946年）
コスタリカ憲法第12条（1949年）
- P 11 あたらしい憲法のはなし——戦争の放棄（1947年）
- P 12 第9条“空洞化”的根源
- P 13 安保法体系の仕組
- P 14 吉田内閣の戦力に関する統一見解（1952年）
法制局長官の戦力に関する答弁（1954年）
- P 15 内閣法制局第1部長の集団的自衛権否定の答弁（1972年）
- P 16 オーストリアの中立性に関する連邦憲法（1955年）
大日本帝国憲法第11～14条（1889年）
- P 17 ジュネーブ条約追加議定書第59条第1項（1977年）
- P 18 大阪などでの無防備地域条例案
- P 19 自民憲法少委：要綱の要旨（毎日2005年4月5日付）

主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会

協賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会

多数派になるために —今、9条を考える—

網屋喜行

はじめに——憲法9条を守る（資P1）

9条——3つの意義 {
日本再出発の誓い
戦争犠牲者への弔意表明
戦争なき世界実現の手掛け

3つの課題 {
これ以上の改悪の阻止
本来の姿の回復
ふさわしい安全保障構想の提起

第2項を守ること～改憲の焦点

I. 国際法による戦争の違法化と憲法9条

1. 9条の由来

- I (戦争の放棄) ←国際法による戦争の違法化
II (戦力の不保持) ——日本国憲法独自の規定 ← Mノート——戦前期日本の軍備放棄論

2. 国際法による戦争の違法化と戦争犯罪の処罰

1) 国際法による戦争の違法化

- ①第一次大戦まで——戦争は合法的 なお、戦争の手段・方法——規制
- ②第一次大戦——大規模な犠牲者（負傷者含め約3750万人）
- ③1919年国際連盟規約（資P2）——戦争の不完全な違法化
- ④1928年不戦条約（資P2）——侵略戦争の禁止
- ⑤第二次大戦——未曾有の犠牲者（負傷者含め約5600万人）
- ⑥1945年国連憲章（資P3）——戦争・武力行使の包括的禁止
なお、§51——個別的・集団的自衛権の容認

2) 戦争犯罪の追及・処罰

- ①1945年8月——米英仏ソ、ロンドン協定締結
侵略戦争指導者の刑事責任追及で合意
- ②同年10月——「ニュルンベルク」裁判の開始
46年9月 絞首刑10名などの判決
- ③46年5月——「東京裁判」の開始（資P4）
48年11月 絞首刑7名などの判決
- ④98年——国連、国際刑事裁判所規程の採択（資P6）
オランダに常設裁判所の設置
なお米日——不加入

網屋喜行氏プロフィール

1936年1月 京都市生まれ
1962年3月 早稲田大学大学院法学研究科
修士課程（労働法）修了
2001年6月 鹿児島県立短期大学名誉教授
2005年3月 「かごしま9条の会」幹事

3. ポツダム宣言の受諾から憲法9条の形成へ
1931年9月～45年8月 アジア太平洋戦争（資P 5）
→ 連盟規約、不戦条約等に違反

1) ポツダム宣言の受諾（1945年8月、資P 4）
非軍事化——陸海軍の解体・戦争犯罪人の処罰
民主化 ——治安維持法の廃止・婦人参政権・明治憲法の改正など

2) 9条の形成

- ①憲法改正案の起草作業（45年10月～46年4月）
45年10月——GHQ、憲法改正の示唆 → 政府、憲法問題調査委員会の設置
12月——松本委員長「改正4原則」を表明
政党など、改憲構想発表（ex. 憲法研究会案）
46年1月——毎日新聞、委員会試案スクープ → マッカーサー3原則指示
2月——政府、松本案の提出 → GHQ拒否し案の手交
3月——政府、3月2日案の作成・改正草案要綱の発表
4月——総選挙
政府、改正草案の公表
6月——政府、衆院に提出
②改正案の審議（46年6月～10月）
6月——衆院、審議の開始
8月——可決（賛成421、反対8）
10月——貴院、修正の上可決
衆院、回付案の可決
③1946年11月3日——日本国憲法の公布
47年5月3日——施行

3) 9条条文の推移

- ①マッカーサー・ノート第2原則（資P 7）※
②政府原案（資P 7）
政府側の答弁（資P 8、P 9）
③確定条文（資P 10）

4) 文部省教科書「あたらしい憲法のはなし」（資P 11）

5) 9条の学説

- ①多数説
一切の戦争放棄
一切の戦力不保持
②少数説
i 侵略戦争のみ放棄
侵略用戦力のみ不保持
ii 問題点
a. 戦争関連規定の不存在（資P 16）
b. 戦力の区別困難
c. 歴史の経験無視

※ 戦前期日本の「軍備放棄」提唱者

- 1887年——中江兆民
1901年——安部磯雄など
1903年——幸徳秋水など
1913年——田中正造
1919年——水野広徳（海軍大佐）
1921年——石橋湛山（戦後——首相）

II. 9条「空洞化」の55年

1. 1950～99年の状況（資P12, P13）
2. 2000年以降の状況
自衛隊の海外派遣（01年, 04年）
有事立法の制定（03年, 04年）
3. 「空洞化」推進の論拠
 - 1) 個別的自衛権論（資P15）
 - 2) 自衛力・戦力区別論（資P14）
 - 3) 日米同盟論・国際協調論

→ 日米安保条約合憲化
→ 自衛隊合憲化
→ 自衛隊海外派遣合憲

III. 9条を前提とする安全保障の構想

出発点——武力なき自衛権

1. 2つの地裁判決と安全保障構想
 - 1) 東京地裁砂川事件判決（59.3.30）
 - ①アメリカ駐留軍=戦力
 - ②国際平和団体の国際警察軍による軍事的措置等
国連安保理事会等の軍事的安全保障
 - 2) 札幌地裁長沼事件判決（73.9.2）
 - ①自衛隊=戦力
 - ②平和交渉で侵略の未然回避
警察力の行使, 群民蜂起
侵略国国民の海外追放・財産没収等
2. 「非武装永世中立」こそ、9条に合致する安全保障方式
 - 1) 条約で国際法上のステータスとしての「永世中立」の獲得
ex. オーストリア（資P16）
 - 2) 永世中立国
権利——他国に対し不可侵要求できる
義務——可能な手段を用いて、自国の独立・平和の擁護・防衛
第3国間の一切の戦争への不参加
軍事同盟への不参加
外国軍基地の不設置
3. 大阪などでの無防備地域条例制定運動（資P18）
ジュネーブ条約追加議定書第59条第1項（1977年、04年日本承認、資P17）に依拠
無防備地域への攻撃=戦争犯罪とみなされる

むすび

憲法改正の手続（96条）について

1. 国会の発議——各議院の総議員の2/3以上の賛成
2. 国民投票での承認——投票過半数の賛成

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま大きな試験にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって五千万を超える人命を奪つた第一次世界大戦。

この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためでもつても、

武力を用うりとぞ選択肢になべきではなしといふ教訓を導きだしました。

侵略戦争をしつづけたりとぞの戦争に多大な責任を負つた日本は、

戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を中心とする憲法を制定し、

こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。

その要因は、日本を、アメリカに従つて「戦争をする国」に変えていくにあります。

そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を實際上破つてしまつます。

また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無むかのにしてしまつてしまつます。

そして子どもたちを「戦争をする国」を犯す者にするために教育基本法をも変えようとしています。

これは、日本国憲法が実現しようとしましたが、武力による戦争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むかのです。私たちは、この転換を許すまいはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、戦争の武力による解決が、

いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、

その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことしかありません。

一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入が、

戦争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、

東南アジアやヨーロッパ等では、戦争を、外交と話し合によつて解決するため、

地域的枠組みを作る努力が進められています。

一〇世紀の教訓をもとめ、一世紀の進路が問われていますが、

あらためて憲法九条を外交の基本にすることが大切なのはつまりてしまつます。

相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言つるのは、思ひ上がりでしかありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、

アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、

自主性を發揮して現実的につかむべく、これが求められていました。憲法九条を中心とした國だからこそ、

相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済文化・科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、

あらためて憲法九条を運動する世界に譲れたいと考えます。

そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして遊び直し、

日々行使していくことが必要です。それは、國の未来の在り方に対する、主権者の責任です。

日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守ること、手をつなぎ、「憲法」のくわだてを固むため、

一人ひとりができる、あらゆる努力を、しますぐ始めたいと語ります。

一〇〇四年六月一〇日

井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・
加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子

*資料3 國際連盟規約(ジエルサイユ平和条約第一編)(一九一〇年)

締約国ハ

戦争ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ、
各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規定シ、
各國政府間ノ行為ヲ律スル現実ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ立シ、
組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且
敵ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ、
以テ國際協力を促進シ、且各國間ノ平和安寧ヲ完
成セムカ為、茲ニ國際連盟規約ヲ協定ス。

第一条〔戦争の脅威〕 戦争又ハ戦争ノ脅威ハ、
連盟国ノ何レカニ直接ノ影響アルトガトヲ問ハス、
總テ連盟全体ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ声明ス。
仍テ連盟ハ、國際ノ平和ヲ擁護スル為適當且有効ト
認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス。

第二条〔国交断絶に至る虞のある紛争〕 連盟国
ハ、連盟国間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争發生ス
ルトキハ、当該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ

る國際法の一部として広く受諾されるために、
次のとおり宣言する。

締約国は、前記の使用を禁止する条約の当事国となつていなし限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること及びこの宣言の文言に従つて相互に拘束されることに同意する。

*資料5 不戦条約〔戦争拠棄ニ関スル条約〕(一九二九年)

第一条〔戦争放棄〕 締約国ハ、國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拠棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。

第二条〔紛争の平和的解决〕 締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ、平和的手段ニ依ルノ外之が処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス。

*資料6 侵略の定義に関する条約(一九三三年)

第二条〔侵略の定義〕 次の行為の、を最初に行つた国は、紛争当事国間に実施中の協定の留保の下に、國際紛争における侵略国として認められる。

連盟理事会ノ審査ニ付スベク、且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ連盟理事会ノ報告後三月ヲ経過スル迄、如何ナル場合ニ於テモ、戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス。

第六条〔制裁〕 第二条、第三条又ハ第五
条ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル連盟国ハ、
当然他ノ総テノ連盟国ニ対シ戦争行為ヲ禁シタルモ
ノト看做ス。他ノ総テノ連盟国ハ、之ニ対シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ断絶シ、自国民ト違
約国民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ、且連盟国タルト
否トヲ問ハス他ノ総テノ國ノ國民ト違約國國民トノ
間ノ一切ノ金融上、通商上又ハ個人的交通ヲ防遏ス
ヘキコトヲ約ス。

*資料4 毒ガス等の禁止に関する議定書(一九二八年)

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び
これらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に
使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非
難されているので、

前記の使用の禁止が、世界の大多数の国が当事国で
ある諸条約中に宣言されているので、

この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束す

- 一 他の一国に対する開戦の宣言
- 二 開戦の宣言がなくても、右の国の兵力による他
の一国の領域への侵入
- 三 開戦の宣言がなくても、右の国の陸軍、海軍又
は空軍による他の一国の領域、船舶又は航空機の
攻撃
- 四 他の一国の沿岸又は港の海上封鎖

五 各自の所屬領域において編成されて他の一国
の領域に侵入した武装部隊に対する支援の付与、又
は、被侵入国の要求があるにもかかわらず、右の
武装部隊からすべての援助若しくは保護を奪うた
めに、各自の領域においてなしうるすべての措置
を執ることの拒絶

第三条〔弁解の禁止〕 政治的、軍事的、經濟的又は他
のいかなる事由も、第二条で規定される侵入の弁解
又は弁明の用に供せられてはならない。

【第4節】

*資料1 英米共同宣言〔大西洋憲章〕(一九四一年)

第一に、両者の国は、領土的たるとその他のたるとを
問わず、いかなる拡大も求めない。

資料4 國際連合憲章（一九四五年）

われら連合国の人民は、
われらの一生のうちに一度まで言語に絶する悲哀を
人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、
基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各
国の人権に関する信念をあらためて確認し、
正義と条約その他の國際法の源泉から生ずる義務の
尊重などを維持することができる条件を確立し、
一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上
とを促進すること
並びに、このために、
寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に
生活し、
國際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を
合わせ、
共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを
原則の受諾と方法の設定によって確保し、
すべての人民の經濟的及び社會的発達を促進するた
めに國際機構を用いること
を決意して、
これらの目的を達成するために、われらの努力を結
集することに決定した。
よつて、われらの各自の政府は、サン・フランスス

コ市に会合し、全權委任状を示してそれが良好妥当で
あると認められた代表者を通じて、この國際連合憲章
に同意したので、ここに國際連合という國際機構を設
ける。

第一章 目的及び原則

第一条 [目的] 國際連合の目的は、次の通りである。

- 1 國際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為をその他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある國際的紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び國際法の原則に従つて実現すること。
- 2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基づく諸國間の友好関係を發展させること並びに世界平和を強化するために他の適切な措置をとること。
- 3 経済的、社會的、文化的又は人道的性質を有する國際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、國際協力を達成すること。
- 4 これらの共通の目的の達成に当つて諸国の行動を調和するための中心となること。

第二条 [原則] この機構及びその加盟国は、第一条に掲げる目的を達成するに当つては、次の原則に従つて行動しなければならない。

- 1 この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基づいておいている。
- 2 すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従つて負つてゐる義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 すべての加盟国は、その國際紛争を平和的手段によって國際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。
- 4 すべての加盟国は、その國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならぬ。
- 5 すべての加盟国は、國際連合がこの憲章に従つてといふかなる行動についても國際連合にあらゆる援助を与え、且つ、國際連合の防止行動又は強制行動の対象となつてゐるいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならぬ。
- 7 この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの

國の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を國際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国を要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

第四章 総会

第一〇条 [総則] 総会は、この憲章の範囲内にある問題若しくは事項又はこの憲章に規定する機關の権限及び任務に関する問題若しくは事項を討議し、並びに、第一二条に規定する場合を除く外、このような問題又は事項について國際連合加盟国若しくは安全保障理事会又はこの両者に対して勧告をすることができる。

第五章 安全保障理事会

第二四条 [平和と安全の維持] 1 國際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、國際連合加盟国は、國際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基づく義務を果すに当つて加盟国に代つて行動することに同意する。

第六章 紛争の平和的解決

第二二三条 [平和的解決の義務]

- 1 いかなる紛争でもその継続が國際の平和及び安

第一に、両者は、関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土的変更の行われることを欲しない。

第三に、両者は、すべての国民に対して、彼等がその下で生活する政体を選択する権利を尊重する。両者は、主権及び自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する。

第六に、ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国の人々が恐怖及び次第から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する。

第八に、両者は、世界のすべての国民が、実際的および精神的のいずれの見地からみても、武力の使用の放棄に到達しなければならないと信する。陸、海又は空の軍備が、自国の国境外における侵略の脅威を与える又は与えることのある国々において引続き使用される限り、いかなる将来の平和も維持され得ないのであるから、両者は、一層広範かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、このような国々の武装解除は全くことのできないものであると信する。両者は、また、平和を愛好する国民のために、恐るべき軍備の負担を軽減する他のすべての実行可能な措置を援助し、

かつ、助長する。

フランク・C・ローレンス・エルト

ウインストン・S・チャーチル

※資料2 ポツダム宣言（一九四五年）

四 無分別なる打算に依り日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我艦なる軍国主義的助言者に依り日本國が引続しき被御せらるべきか、又は理性の経路を日本國が履むべきかを日本國が決定すべき時期は、到来せり。

五 吾等の条件は、左の如し。

吾等は右条件より離脱することとなるべし。右に代る条件存在せず。吾等は、遅延を認むるを得ず。

六 吾等は、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至る迄は、平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本國国民を欺瞞し、之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず。

七 右の如き新秩序が建設せられ、且日本國の戦争遂行能力が破碎せられたることの確証あるに至る迄は、聯合国指定期間内に日本國領域内の諸地点は、吾等の茲に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。

八 カイロ宣言の条項は、履行せらるべく、又日本國の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし。

九 日本国軍隊は、完全に武装を解除せられたる後、各自の家庭に復帰し、平和的且生産的生活を営むの機会を得しめらるべし。

一〇 吾等は、日本人を民族として奴隸化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも、吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯人に対しては、厳重なる処罰を加へらるべし。日本國政府は、日本國国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし。

一一 吾等は、日本國政府が直に全日本軍隊の無条件降伏を宣言し、且右行動に於ける同政府の誠意に付、適當且充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求す。右以外の日本國の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。

※資料3 極東軍事裁判所憲章（一九四六年）

第五条 人並に犯罪に關する管轄

本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪に付個

人として又は団体構成員として訴追せられたる極東戦争犯罪人を審理し、処罰するの権限を有す。

左に掲ぐる一又は数個の行為は、個人責任あるものとし、本裁判所の管轄に属する犯罪とす。

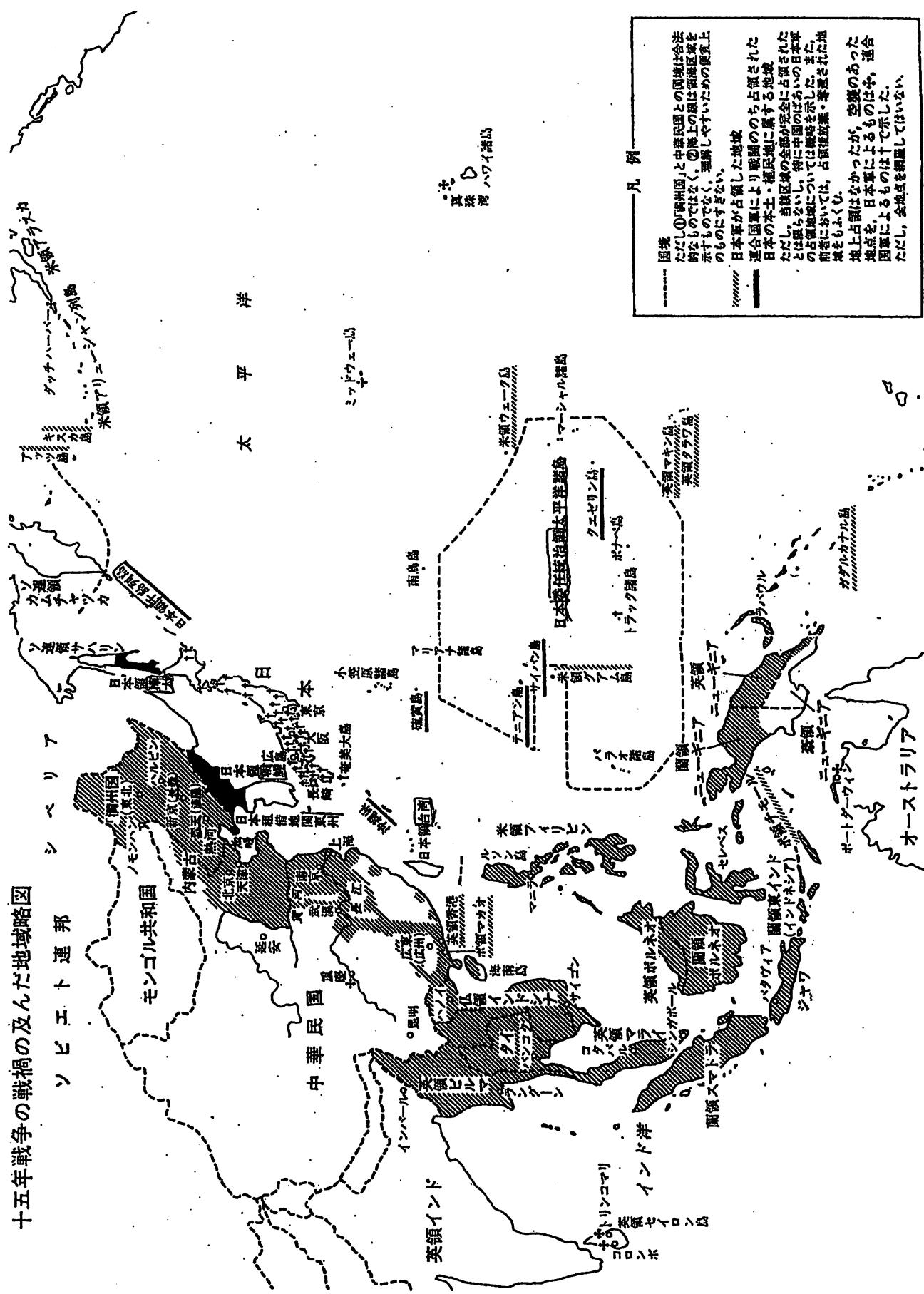
(イ) 平和に対する罪 即ち、宣戰を布告せる又は布告せざる侵略戦争、若は國際法、條約、協定又は保証に違反せる戦争の計画、準備、開始、又は実行、若は右諸行為の何れかを達成する為の共通の計画又は共同謀議への参加。

(ロ) 通常の戦争犯罪 即ち、戦争法規又は戦争慣例の違反。

(ハ) 人道に対する罪 即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放其の他の非人道行為、若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問わず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して為されたるもの。

上記犯罪の何れかを犯さんとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加せる指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、斯かる計画の遂行上為されたる一切の行為に付、其の何人に依りて為されたるとを問わず責任を有す。

十五年戦争の戦禍の及んだ地域略図



凡例

国境
連合國軍が占領した地域
日本の本土・植民地に属する地域
ただ、当該区域の全部が完全に占領されたとは限らないし、特に中国の北へいたる日本の占領地跡については断踏を示す。また、前者においては、占領後放棄・奪還された地盤をもふくじ。

日本軍が占領した地域
連合國軍により戦闘のち占領された日本の本土・植民地に属する地域
ただ、当該区域の全部が完全に占領されたとは限らないし、特に中国の北へいたる日本の占領地跡については断踏を示す。また、前者においては、占領後放棄・奪還された地盤をもふくじ。
地上占領はなかつたが、空襲のあつた地点を、日本軍によるものは手、連合國軍によるものは手で示した。ただし、全地點を網羅してはいな。

- (g) 強かん
 (i) (h) 政治的、人種的及び宗教的理由による迫害
 その他非人道的行為

*資料10 國際刑事裁判所規程(國際刑事裁判所に関するローマ規程)(一九九八年発効)

前文

この規程の締約国は、

すべての人民が共通の絆によって結ばれていること及び彼(女)らの文化がひとつの共有された遺産によつてつなぎとめられていることを自覚し、並びにこの織細な寄せ木細工がいかなる時でも「」になくなる可能性があることを懸念し、

今世紀に何百万人ものこども、女性及び男性が、人間の良心に深く衝撃を与え、想像を絶する残酷な行為の犠牲となつたことに留意し、

そのような重大な犯罪が世界の平和、安全及び福利を脅かすものであることを認識し、

国際共同体全体が関心を有する最も重大な犯罪が罰せられることなく放置されではなくること、並びにその実効的な訴追が国内で措置をとること及び国際的な協力を強化することによって確保されなければならないことを確認し、

これらの犯罪を犯した者が処刑を免れている状態に終止符を打ち、もつてそのような犯罪の防止に貢献することを決意し、

国際犯罪につき責任を負う者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国の義務であることを想起し、

これらの目的のために並びに現在及び将来の世代のために、国際共同体全体にとって関心のある最も重大な犯罪に対する裁判権を有し、国際連合体制と連携する独立かつ常設の国際刑事裁判所を設立することを決意し、

国際正義の永遠の尊重とその実現を保証することを決意して、次のとおり協定した。

第五条〔裁判所の管轄に属する犯罪〕

1 裁判所の管轄権は国際共同体全体が関心を有する最も重大な犯罪に限定される。裁判所は、この規程に従つて次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害罪
- (b) 人道に対する罪
- (c) 戰争犯罪
- (d) 侵略の罪

2 裁判所は、侵略の罪については、この犯罪を定義しがつその犯罪に関する管轄権を裁判所が行使する条件を定める規定が、第二二一条及び第一二三条の

規定に従つて採択された後に管轄権を行使する。このような規定は、国際連合憲章の関連する条項と両立するものでなければならぬ。

第六条〔集団殺害〕この規程の適用上、「集団殺害」とは、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全部または一部を集団それ自身として破壊する意図をもつて行われる次のいずれかの行為をいう。

- (a) 集団の構成員を殺すこと。
- (b) 集団の構成員に重大な肉体的または精神的な危害を加えること。
- (c) 全部または一部の身体的破壊をもたらすよう意図された生活条件を故意に課すこと。
- (d) 集団内の出生を妨げることを意図する措置を課すこと。
- (e) 集団のこどもを他の集団に強制的に移すこと。

第七条〔人道に対する罪〕

1 この規程の適用上、「人道に対する罪」とは、文明たる住民に対して行われる広範なまたは組織的な攻撃の一部として、攻撃であることを了知して行われる次の行為のいずれかをいう。

- (a) 殺人
- (b) 破滅
- (c) 奴隸の状態に置くこと。

(d) 住民の国外追放または強制移送

(e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の

身体的自由の重大な剥奪

(f) 捉問

(g) 強姦、性的奴隸、強制売春、強制妊娠、強制不妊、またはそれらと同等に重大なその他のあらゆる形態の性的暴力

(h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的、宗教的、³に定義されるような性的または国際法上許容されないと普遍的に認められるその他の根拠に基づく、特定の集団または団体に対する迫害であつて、本項に規定されるいずれかの行為または裁判所の管轄に属するいずれかの犯罪に関連する

もの

(i) 強制失踪

(j) アバルトベイト罪

(k) 重大な苦痛または身体もしくは精神的もしくは肉体的な健康に対して重大な傷害を故意にもたらす類似の性格のその他の非人道的な行為(略)

第八条〔戦争犯罪〕

1 裁判所は、戦争犯罪に関して、特に計画もしくは政策の一部として行われた場合または大規模な当該犯罪の一部として行われた場合に、管轄権を有する。

マッカーサー・ノート第二原稿

(一九四六年(昭和二一年)二月四日頃に掲示)

国權の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられるることもなし。

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection.

No Japanese Army, Navy or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

帝国憲法改正政府原案

第二章 戰争の抛弃

第九条 国の主權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛弃する。

陸海空軍その他他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。

(昭和二一年六月一日に帝国議会へ提出された原案 下段は、六月二十五日の理由説明)

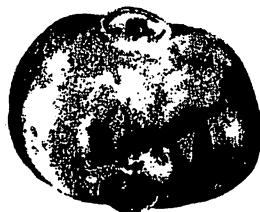
(吉田茂首相の提案理由説明) 改正案は特に一章を設け、戦争抛弃を規定して居るのであります。即ち國の主權の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、他国との紛争解決の手段としては永久に之を抛弃することと致しまして、進んで陸海空軍其他の戦力の保持及び国の交戦権をも之を認めざることと致して居るのであります。是は改正案に於ける大なる眼目をなすものであります。斯かる思い切った条項は、凡そ從来の各國憲法中其の類例を見ざるものと思うであります。斯くて日本国は永久の平和を希求し、其の将来の安全と生存とを擧げて、平和を愛する世界諸国民の公正と信義に委ねんとするものであります。此の高き理想を以て、平和愛好國の先頭に立ち、正義の大道を踏み進んで行こうと思う固き決意を、國の根本法たる憲法に明示せんとするものであります。

① 政府の考え方・その変遷



■ 第九条は直接には自衛権を否定しないが、自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄した

吉田茂内閣総理大臣（第一次）（昭和二一年六月二六日衆議院帝国憲法改正本会議）



自衛権に付ての御尋ねであります。戦争拠棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第九条第一項に於て一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も拠棄したものであります。從来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事變なり、大東亜戦争亦然りであります。今日我が國に対する疑惑は、日本は好戦国である、何時再軍備をして復讐戦をして世界の平和を脅かさないとも分らないと云うことが、日本に対する大なる疑惑であり、又誤解であります。……又此の疑惑は誤解であるとは申しながら、全然根底のない疑惑とも言われない節が、既往の歴史を見て見ますと、多々あるのであります。故に我が國に於ては如何なる主義を以てしても交戦権は先ず第一自ら進んで拠棄する、拠棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成す、全世界の平和愛好国の先頭に立て、世界の平和確立に貢献する決意を先ず此の憲法に於て表明したいと思うのであります。（拍手）之に依つて我が國に対する正当なる諒解を進むべきものであると考えるのであります。平和國際団体が確立せられたる場合に、若し侵略戦争を始むる者、侵略の意思を以て日本を侵す者があれば、是は平和に対する冒犯者であります。全世界の敵であると言うべきであります。世界の平和愛好国は相倚り相携えて此の冒犯者、此の敵を克服すべきものであるのであります。（拍手）茲に平和に対する國際的義務が平和愛好国若しくは國際団体の間に自然生ずるものと考えます。（拍手）

■ 国家正当防衛権による戦争を認めるることは有害である

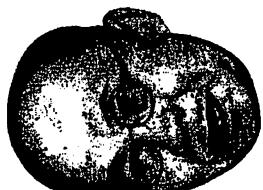
吉田茂内閣総理大臣（昭和二一年六月二八日衆議院帝国憲法改正本会議）

戦争拠棄に関する憲法草案の条項に於きまして、國家正当防衛権に依る戦争は正当なりとせらるゝようであるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思うのであります。（拍手）近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたることは顯著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所似であると思うのであり

ます。又交戦権拠棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります。国際平和団体の樹立に依つて、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。併しながら正当防衛に依る戦争が若しありとするならば、其の前提に於て侵略を目的とする戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、国家の防衛権に依る戦争を認むると云うことは、偶々戦争を誘発する有害な考え方であるのみならず、若し平和団体が、国際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云うことそれ自身が有害であると思うのであります。御意見の如きは有害無益の議論と私は考えます。(拍手)

■ 武力のない、交戦権のないことが日本の権利、自由を守るのに一番良い方法である

吉田内閣(第一次)・幣原喜重郎国務大臣(昭和二年九月二三日貴族院帝国憲法改正特別委員会)



一言私の意見だけを申上げます。是から世界の将来を考えて見ますと、どうしても世界の輿論(注世論)と云うものを、日本に有利な方に導入するより外仕方がない、是が即ち日本の安全を守る唯一の良い方法であろうと思ひます。日本が寝醒になつて、世界的輿論が侵略国である、悪い国であると云うような感じを持つて居ります以上は、日本が如何に武力を持つて居つたって、実は役に立たないと思ひます。我等の進んで行く途が正しければ「德孤ならず必ず隣あり(注徳ある者は孤立することがない。きっと他人に影響をあたえて心を變えさせてしまうということ)」で、日本の進んで行く途は必ずそれから抜けて行くものだと私は考えて居るのであります。只今の御質問の点も私は同様に考えて居るのであります。日本は如何にも武力は持つて居りませぬ。それ故に若し現実の問題として、日本が国際連合に加入すると云う問題が起つて参りました時は、我々はどうしても憲法と云うものの適用、第九条の適用と云うことを申して、之を留保しなければならぬと思ひます。是でも宜しいかと云うことでありますれば、国際連合の趣旨目的と云うものは実は我々の共鳴する所が少くないのである。大体の目的はそれで宜しいのでありますから、我々は協力するけれども、併し我々の憲法の第九条がある以上は、此の適用に付ては我々は留保しなければならない、即ち我々の中立を破つて、そうして何処かの国に制裁を加えると云うのに、協力をしなければならぬと云うような命令と云うか、そう云う註文を日本にして来る場合がありますれば、それは到底出来ぬ、留保に依つてそれは出来ないと云うような方針を執つて行くのが一番宜かる。我々は其の方針を以て進んで行きますならば、世界的輿論は翕然として(注一致して)日本に集つて来るだらうと思ひます。兵隊のない、武力のない、交戦権のないと云うことは、別に意とするに足りない。それが一番日本の権利、自由を守るのに良い方法である。私等はそう云う信念から出發して居るのでござります。

国内で国民同士互に戦争する為の武力とか軍備と云うものはあるべきものでないと思ひます。是は警察力で渾身なものである、私はそう思つて居る。軍備は固よりいませぬ。軍備と云うものは語り外國と戦争する為の戦備である。日本の国内で戦争する、戦闘する、そう云うものを考える必要はないと思ひます。

第二章 戦争の放棄

- 第九条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戰争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戰力は、これを保持しない。國の交戰権は、これを認めない。

【放棄】思ひ切つて棄てる」と。

【基調】もと。根底にある考え方。

【國權の發動】國家としての権力のはたらき。一国が他国と戦争をする場合は、国家の考え方として決定し国家の権力によって戦争が遂行される。

【威嚇】おどかし。他の国を、戦争をするぞ、とおどかすこと。

【紛争】あらそい。ここでは国と国との間で話し合いかつかずにこだわること。

【交戰権】戦争をする権利。国家は紛争が生じたときにできるだけ平和的な話し合いの手段で解決することに努めなければならないが、そのような手段では目的を達し得ないときには戦争を行う権利があるものと考えられている。日本はこの権利を自分から認めないと、いうのである。

■ 一九四九年のコスタリカ憲法

(一九四九年一一月七日公布、同月八日施行)



第一二条 常設の制度としての軍隊は、これを禁止する。

警備および公共の秩序の維持のためにには、必要な警察部隊を置く。大陸協定によつてのみまたは国民の防衛のためにのみ、軍隊を組織しうる。いずれの場合においても、軍隊は文権に服する。軍隊は、個別的であると集団的であることを問はず、評議をし、示威行動をし、あるいは宣言を発してはならない。

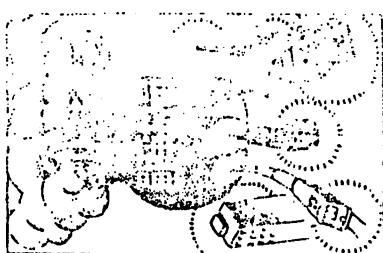
【英文】 Art. 12 The army as a permanent institution is proscribed.

For vigilance and the preservation of the public order, there will be the necessary police forces.

Only through continental agreement or for the national defense may military

■第九条のめざすもの

文部省著作社会科教科書『あたらしい憲法のはなし』(六 戦争の放棄) (昭和二二
年八月一日発行)



みなさんの中には、こんな戦争に、おもろいやうな話を送りだされた人も多いで
しょう。うはじにががえりになつたでしゅうか。それともどうとうがえりにならなかつ
たでしゅうか。まだ、くうしゅうで、家やうかの人を、なくされた人も多いでしゅうか。こ
まやうと戦争はおわりました。一度とこんなおぞろしい、かなしい思いをしたくなじと思
いませんか。こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があつたのでしょうか。何もあつ
ません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこつただけではありませんか。
戦争は人間をぼろぼすことです。世の中のよしわのせいわすことです。だから、こんな
戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦
争のあとでも、もう戦争は一度とやるおじい、多くの國々ではじろじろ見えましたが、
またこんな大戦争をおこしてしまつたのは、まことに残念なことではありますか。
そこでこんどの憲法では、日本の國が、けつして一度と戦争をしならうに、11つの
のりとをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするための
ものは、いさむもだないところです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空
軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは、「すててしまふ」と
いうことです。しかしみなさんば、けつして心はそく思つりますか。日本は正しい
ことを、ほかの國より先に行つたのです。世の中に、正しいから強いものはあり
ません。

もう一つは、よその國との争いりががつたとき、けつして戦争によつて、相手をま
かして、じぶんのじぶんをとおそとしならうとしたるがをめたのです。おだやかにそ
うだんをして、あまりをつけねらうのです。なぜならば、こゝをしかけることは、
けつきて、じぶんの國をぼろぼすうなはめになるからです。まだ、戦争とまではゆか
ずとも、國の力で、相手をおこすうなことは、こゝからしならうにきめたのです。こ
れを戦争の放棄といつうです。そしてよその國となかよくして、世界中の國が、よし友
だちになつてくれるようにすれば、日本の國は、おかえてゆけるのです。

みなさんは、あのおそろしい戦争が、一度とおこらなければ、まだ戦争を一度とおこ
せねばならないだしがしゅう。

憲法9条「空洞化」の根源——日米安保条約と自衛隊

1. 占領期
- 1) 日本国憲法の制定
 - 2) 朝鮮戦争と警察予備隊の設置
2. 51年日米安保条約期
- 1) 平和条約と51条条約
 - 2) 保安隊への改編
 - 3) 3自衛隊の発足
 - 4) 砂利事件判決
3. 60年安保条約期
- 1) 60年条約とベトナム戦争
 - 2) 長沼訴訟札幌地裁判決
 - 3) 湾岸戦争とPKO協力法
4. 60年条約の実質的改定
- 1) 日米共同声明、ガイドラインとガイドライン法
 - 2) 有事法の準備
 - 3) 憲法改正をめざす動き

日 米 安 保 条 約	自 衏 隊	国 际 紛 争
52年4月	60年6月	78年 96年4月
日本占領 (ポ宣言7.12)	米軍駐留の許容(§1) 行政協定	ガイドライン 日本領域での 共同作戦(§5)
Mノート	M書簡	極東の平和・安全のため 米軍駐留の許容(§6) 地位協定
憲§9 47年	防衛責任の新增(前文) 予備隊 → 保安隊 → MSA協定 50年	武力攻撃抵抗能力の 維持発展(§3)
	自衛隊 52年	沖縄返還 4次防衛計画大綱 72年
		PKO協力法 76年
		92年
		ガイドライン法 99年
		ベトナム戦争 (64年8月--75年4月) 朝鮮戦争 (50年6月--53年7月)
		湾岸戦争 (90年--91年)

〔安保法体系の仕組〕

安保条約 (10条)

地位協定 (28条)

関連国内法

- § 2 - 政治経済の協力
- § 3 - 自衛力增强義務
- § 4 - 協議条項
- § 5 - 相互防衛義務
- § 6 - 共同作戦行動の義務

- ① 基地目的
- 日本の安全
種東の平和と安全一事前協議制度
- ② 施設・区域の使用許諾
- ③ 地位協定による規律
- 全土基地方式

§ 2 - 米軍の施設・区域使用権

- 国有財産の場合～国有財産管理米軍特例法
- 民有地の場合
 ① 任意契約
 ② 強制使用～土地使用等米軍特別措置法

§ 3 - 地位協定による規律

- ① 基地管理権
入港料・着陸料の免除
- ② 航空に関する協力
- ③ 米兵の人國
- ④ 運輸免許証
- ⑤ 課税の免除
- ⑥ 刑事裁判権
- ⑦ 起訴前・米軍の身柄拘束
cf・ボン協定等一好意的配慮

- § 18 - 民事裁判権
不法行為の救済
- § 19 - 刑事特別法
公務中 - 日本、請求権放棄
- § 20 - 特別損失補償法
公務外 - 米、慰藉料支払の決定権
- § 21 - 違法行為からの損害
適法行為の保護措置

- § 22 - 駐留経費の米軍負担
78年～
87年～特別協定
(思いやり予算)
- § 23 - 合同委員会
- § 24 - 駐留経費の米軍負担
78年～
87年～特別協定
(思いやり予算)
- § 25 - 有効期間（破棄通知後1年で終了）

■「戦力」とは近代戦争遂行能力を備えるものをいう——警察予備隊・保安隊時代

吉田内閣（第四次）の統一見解（昭和二七年一一月二五日参議院予算委員会）

一、憲法第九条第一項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問はず『戦力』の保持を禁止している。

一、右にいう『戦力』とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を備えるものをいう。

一、『戦力』の基準は、その国のおかれた時間的、空間的環境で具体的に判断せねばならない。

一、『陸海空軍』とは、戦争目的のために装備編成された組織体をいい、『他の戦力』とは、本来は戦争目的を有せずとも実質的にこれに役立ち得る実力を備えたものをいう。

一、『戦力』とは、人的、物的に組織された総合力である。従って単なる兵器そのものは戦力の構成要素ではあるが『戦力』そのものではない。兵器製造工場のところも無縁同様である。

一、憲法第九条第一項にいう『保持』とは、いうまでもなく我が国が保持の主体たることを示す。米国駐留軍は、わが国を守るために米国が保持する軍隊であるから憲法第九条の関するところではない。

一、『戦力』に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではない。このことは有事の際、国警（注：当時の国家警察）の部隊が防衛にあたること理論上同一である。

一、保安隊および警備隊は戦力ではない。これらは保安庁法第四条に明らかにされ、『わが国の平和と秩序を維持し人命および財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊』であり、その本質は警察上の組織である。従って戦争を目的として組織されたものではないから、軍隊ではないことは明らかである。また客觀的にこれを見ても保安隊等の装備編成は決して近代戦を有效地遂行し得る程度のものではないから、憲法の『戦力』には該当しない。

■「戦力」とは自衛のため必要な限度を超えるものをいう——自衛隊創設時代

鳩山内閣（第一次）・林修二法制局長官（昭和二九年一一月二一日衆議院予算委員会）

戦力という言葉にはおのずから幅がある、陸海空軍その他の戦力を保持しないという意味においては幅があるというふうに考えられます。従いまして國家が自衛権を持つておる以上、國土が外部から侵害される場合に國の安全を守るためにその國土を保全する、そういうための実力を國家が持つということは当然のことでありまして、憲法がそういう意味の、今の自衛隊のところ、國土保全を任務とし、しかもそのために必要な限度において持つところの自衛力というものを禁止しておると、いりとは当然これは考えられない。すなわち第一項におきます陸海空軍その他の戦力は保持しないという意味の戦力にはこれは当らない……。

（憲法は）自衛権を認めておるわけでありますから、自衛の目的のためにはもちろん持てる。但し、その限度も、自衛権の國土防衛というもののために必要、相當な限度という一つの考え方で行くと（大村清一防衛庁長官が）言われたものと、かように考えます。

■ 憲法は自衛権を否定していない、自衛のための抗争も放棄していない

鳩山内閣（第一次）・大村清一防衛庁長官（昭和二九年一二月二二日衆議院予算委員会）

第一に、憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従て現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持つていることはあわめて明白である。

に、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。1、戦争と武

■ 集団的自衛権が認められないことの憲法上の根拠について

佐藤内閣（第二次）・真田秀夫内閣法制局第一部長（昭和四七年五月二二日参議院内閣委員会）

日本国憲法の条文には、どこを見ましても、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権はないということを明文をもって書いてある所はありません。これは御承知のとおりでございます。問題になるのはやはり憲法九条でございまして、九条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということをいつております。これが憲法九条の文言でござります。しかしその文言にもかかわらず、日本国はやはり独立主権国といたしますて、自国の安全を放棄しているわけではない、国民の安全、国家の安全を放棄しているわけではなくて、やはり平和のうちに、国民はすべて平和のうちに生存する権利があるぞということは、これは憲法の前文にも書いてござります。そういう規定を踏まえまして憲法九条を読みますと、そうすると、わが国に対して直接に脅迫不正の外国からの侵害があつた場合に、日本の国家安全を犠牲にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはとうてい考えられませんので、そこで独立国家として自衛の権利はあると、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところがそもそも議論の出発点でござります。そういう議論の筋道といたしまして、……個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは……わが国自身に対する攻撃がない、第三国といいますか、他国に対する攻撃があつた場合に、その他国がわが国とかりに連帶的関係にあつたからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないにかかわらず、わが国が武力をもつてこれに参加するということとは、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない。憲法九条が許しているのはせいぜい最小限度のものであつて、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するために必要最小限度の攻撃に限りて行なつてもよろしいといわゆる自衛権発動の三要件（八四頁参照）とか、三原則とか申されておりますけれども、そういうものに限つて、そういう非常に限定された態様において、日本が武力の行使は許されるであろうというのが政府の考え方でござります。

■オーストリアの中立性に関する一九五五年の連邦憲法

(本法は、一九五五年一〇月十六日に、従来からの憲法とは別個独立の形で制定された)

(中立の宣言、その保障手段)

- 第一条 ① オーストリアは、その对外的な独立性を保えず維持する目的のために、およびその領域を侵害されない目的のために、自由意志に基づいてその永続的な中立を宣言する。オーストリアは、この中立を、自己に可能な限りの手段をもって維持し守り抜くものとする。
- ② オーストリアは、この目的を確保するために、あらゆる将来において、如何なる軍事的な同盟にも加わらないし、自己の領土内に外国の軍事基地を設けないことを認めないとする。

【英文】 Art. 1(1) For the purpose of the enduring maintenance of her external independence and for the purpose of the inviolability of her territory, Austria declares on her own free will her permanent neutrality. Austria will maintain and defend it with all the means at her disposal.

(2) For the safeguarding of these purposes in the future, Austria will not accede to any military alliance and will not permit the establishment of military bases of foreign states on her territory.

大日本帝国憲法

(明治二十二年一月一日公布、昭和二十二年五月三日の日本国憲法の施行により名実ともに失効)

第一章 天皇

第一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス（注：統帥とは天皇が大元帥として軍隊を指揮統率する所）

第二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第四條 ① 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス（注：戒嚴とは戦時または事変に際し、行政権、司法権の全部または一部を軍の機関に委ねること）

② 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を引き起こすことが予測される攻撃

6 復仇の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃することは、禁止する。

7 文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動は、ある種の地点又は地域が軍事行動から免れるため、特に、軍事目標を攻撃から保護し又は軍事行動を保護し、有利にし若しくは妨げるために利用してはならない。紛争当事国は、軍事目標を攻撃から保護し、又は軍事行動を保護するために文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならない。

8 この条の禁止の違反は、文民たる住民及び文民に関する法的義務（第五七条に規定する予防措置をとる義務を含む。）を紛争当事国に免除するものではない。

第五章 特別の保護を受ける地域及び地帯

第五九条（無防備地域）

1 紛争当事国が無防備地域を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。

2 紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地で敵対する紛争当事国による占領のために開放されているも

のを、無防備地域と宣言することができる。無防備地域は、次のすべての条件を満たさなければならぬ。

- (a) すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定した軍用の施設又は營造物が敵対的目的に使用されていないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
- (d) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

3 地域内に、諸条約及びこの議定書により特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が存在することは、2に定める条件に反するものではない。

4 2に規定する宣言は、敵対する紛争当事国に通告するものとし、できる限り明確に無防備地域の境界を定めかつ記述するものとする。宣言が通告された紛争当事国は、当該宣言の受領を通報し、2に定める条件が実際に満たされている限り、当該地域を無防備地域として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、直ちにその旨を宣言を行った紛争当事国に通報する。2に定める条件

件が満たされていない場合にも、当該地域は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される国際法の他の諸規則により与えられる保護を享有する。

5 紛争当事国は、地域が2に定める条件を満たしていない場合にも、無防備地域の設定について取極を行つことができる。取極は、できる限り明確に無防備地域の境界を定めかつ記述するものとし、必要な場合には、監視の方法を定めることができるものとする。

6 5の取極により規律された地域を支配している締約国は、できる限り、他の締約国と合意する標識で当該地域を表示するものとし、標識は、明瞭に視認し得る場所、特に当該地域の周囲、境界及び主要道路に掲示する。

7 当該地域は、2に定める条件又は5の取極に定める条件を満たさなくなつたときは、無防備地域としての地位を失う。当該地域は、このような場合にも、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される国際法の他の諸規則により与えられる保護を享有する。

第六〇条（非武装地帯）

1 紛争当事国が取極により非武装地帯の地位を付

与した地帯へ軍事行動を拡大することは、その拡大が取極の条件に違反する場合には、禁止する。

2 取極は、明示の合意によるものとする。取極は、直接に又は利益保護国若しくはいずれかの公平な人道的団体を通じて口頭又は文書により締結すること及び相互的で同一の内容の宣言により行うことができる。取極は、平和の時にも、また、敵対行為の開始後にも締結することができるものとし、できる限り明確に非武装地帯の境界を定めかつ記述し、必要な場合には監視の方法を定めるものとする。

3 取極の対象は、通常、次のすべての条件を満たす地帯でなければならない。

- (a) すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定した軍用の施設又は營造物が敵対的目的に使用されていないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
- (d) 軍事努力に直結した活動が終了していること。

紛争当事国は、(d)に定める条件の解釈及び4に規定する者以外の者で非武装地帯に入ることを許されるものについて合意を行う。

自民憲法小委：要綱の要旨

毎日新聞 2005年4月5日

自民党新憲法起草委員会の各小委員会がまとめた要綱の要旨は次の通り。（カッコ内は小委員長）

前文小委員会（中曾根康弘氏）

1 前文作成の指針

(1) 自民党的主張を述べつつ国民の共感を得る内容とする (2) 現行憲法から継承する基本理念（国民主権、基本的人権、平和主義）を簡潔に記述し直し、国際社会における国家目標を掲げる (3) 日本の国土、歴史、文化などの記述を加え、国民が誇り得る前文とする (4) 「なぜ今、新憲法を制定するのか」の意義を明らかにする。日本史上初めて国民みずから主体的に憲法を定めることを宣言する (5) 現行の文体が翻訳調なのにに対し、新たな前文は正しい日本語で平易でありながら一定の格調を持った文章とする。

2 前文に盛り込むべき要素

(1) 国の生成=自然に恵まれ、国民は自然と共に生きる心を抱いてきた▽国民が多様な文化を受容して独自の文化を形成し、多元的な価値を認め、和の精神をもって國の繁栄をはかり、国民統合の象徴たる天皇と共に歴史を刻んできた▽先の大戦などの試練を克服し國を発展させた (2) 國の原理=國民が主権を有する民主主義國家▽我々は自由、民主主義、人権、平和を基本理念とする國を愛し、その独立を堅持する▽國民は人権を享受するとともに、公共の福祉に尽力する (3) 國の目標=自由で活力に満ちた経済社会を築き、福祉増進に努める。教育国家、文化国家をめざす。中央集権を改めて地方自治を尊重▽国際協調を旨とし世界平和に貢献する。地球環境の保全と世界文化の創造に寄与 (4) 結語=國民・子孫が世界の諸國民と共に、更なる正義と平和と繁栄の時代を生きることを願い、國民の名において新憲法を制定する

天皇小委員会（宮沢喜一氏）

1 憲法上の位置付け

(1) 天皇がわが國の歴史、伝統、文化と不可分なことには共通の理解が得られたが、前文でも「天皇」に言及すべきかについて賛否両論があった (2) 天皇の規定は現行通り第1章に位置づける。

2 象徴天皇制

現行の象徴天皇とする。なお、元首と明記すべきとの意見もあった。

3 皇位繼承及び順位

繼承資格や順位は皇室典範で規定する。

4 天皇の國事行為等

(1) (略) (2) 「國事行為」と「私的行為」以外に「象徴としての行為（公的行為）」が存在することに留意すべき。

安全保障小委員会（福田康夫氏）

1 戦後日本の平和国家としての国際的信頼と実績を高く評価し、これを今後とも重視することとともに、我が國の平和主義の原則が普遍のものであることを盛り込む。さらに、積極的に国際社会の平和に向けて努力するという主旨を明記する。

2 自衛のために自衛軍を保持する。自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる。

3 内閣総理大臣の最高指揮権及び民主的文民統制の原則に関する規定を盛り込む。

・検討事項=軍事裁判所▽非常事態▽安全保障基本法▽国際協力基本法

国民の権利・義務小委員会（船田元氏）

1 権利と義務の規定全体について

(1) 基本人権と國民の義務に関する10条から40条は、おおむね存置するが、以降の諸点は修正すべき (2) (略) (3) 「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」との趣旨の文言を前文に明記するか、現行憲法12条で言及すべき。

2 基本人権の不可侵規定について（略）

3 「公共の福祉」について

(1) 現行の概念は曖昧（あいまい）。個人の権利を相互に調整する概念、または國家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述すべき (2) 概念をより明確にするため「公益」「公の秩序」などの文言に置き換える (3) (略)

4 平等の原則について（略）

5 権利規定で一部修正すべき点

(1) 信教の自由=政教分離原則は維持すべきだが、一定の宗教活動に國や地方自治体が参加することは、社会的儀礼や習俗的・文化的行事の範囲内であれば許容される（その活動としては、地鎮祭への関与や公金による玉串（たまぐし）料支出、公務員の殉職に伴う葬儀への支出等が考えられる）▽國や自治体は特定の宗教や宗派を教育できな

いが、一般的な宗教に関する教育は実施できる (2) 表現の自由=集会、結社、言論、出版その他一切の表現の自由は保障されるが、青少年の健全育成に悪影響を与えるおそれのある有害情報や図書の出版・販売は「公の秩序」に照らし法律で制限されうる (3) 結社の自由=暴力的破壊活動を行う結社、あるいは犯罪目的の結社は法律で制限されうる (4) 財産権（略）

6 追加すべき新しい権利規定

(1) 国民の知る権利 (2) 国民の個人情報などを守る権利 (3) 犯罪被害者の権利 (4) 環境権 (5) 知的財産権 (6) 司法への国民参加（略）

7 追加すべき新しい責務

「責務」は強制することが可能な「義務」ではなく、幅広く抽象的な訓示規定を意味する。

(1) 国防の責務=國家の独立と國民の安全は、國の責務であると同時に、國民の不断の努力で保持されなければならない (2) 社会的費用を負担する責務=國民は納税義務に加え、社会保障制度の保険料など社会的費用を負担する責務を有する (3) 家庭等を保護する責務=國民は夫婦の協力と責任により、自らの家庭を良好に維持しなければならない▽國民は子供を養育する責務を有し、親を敬う精神を尊重しなければならない (4) 生命の尊厳を尊重する責務 (5) 憲法尊重擁護の義務 (6) 環境を保護する責務（略）

国会小委員会（綿貫民輔氏）

1 国会の構成

(1) 二院制とする（一院制とすべきとの意見があった）(2) (略)

2 国会と内閣の関係 3 議事の定足数 4 政党の位置づけ（略）

内閣小委員会（林芳正氏）

1 行政権の主体

(1) 行政の主体=「衆院解散権」「自衛隊の指揮権」「行政各部の指揮監督・総合調整権」を内閣総理大臣個人に専属させ、残余の権限は現行通り内閣に属する (2) (略)

2 内閣総理大臣及び國務大臣 3 国会と内閣の間の抑制均衡

4 内閣の権能 5 國務大臣の議院出席義務（略）

司法小委員会（森山真弓氏）

1 司法権の独立

(1) 最高裁判事の國民審査制度=現行制度は改める(2)、(3) (略)

2 裁判所の組織、権限等

(1) 違憲審査制のあり方=憲法裁判所は設けない(2)、(3) (略)

財政（溝手顕正氏）

1 健全財政主義 2 予算が成立しなかった場合の対応 3 複数年度予算の編成（略）

4 私学助成

違憲の疑惑を抱かれない表現とする。

5 決算と会計検査院

国会の役割を明確化し法律上の手当を行なう▽会計検査院は現行通り独立性を確保する。

地方自治（大島理森氏）

1 地方自治の理念、国と地方の役割分担と相互協力

(1) (略) (2) 住民は自治体の役務の提供を受ける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負い、その自治体の運営に参画するよう努める (3) (略)

2 立法原則、地方自治の本旨 3 自治体の事務処理権能、条例制定権 4 自治体の機関（略）

5 自治体の種類

(第1案) (1) 自治体は基礎自治体及び広域自治体とする(2) (略)

(3) 地域の事務の処理は、基礎自治体によることを基本とし、広域自治体はこれを包括し、補完する役割を担う。

(第2案) (1) = 第1案 (1) と同じ (2) (略)

6 自治体の財政 7 自治体の違法な行為の是正、政府の違法な行為からの救済（略）

8 住民投票

地方自治特別法に対する住民投票制度は、廃止する。

改正・最高法規（高村正彦氏）

1 新憲法の改正規定

(1) 国会の発議=憲法改正案の原案の提案権は国會議員に限定する▽国会による発議の要件は「各議院の総議員の過半数の賛成」に緩和

(2) 国民投票による承認=国民投票は、特別の国民投票として行なうことには限定する▽承認の要件は「有効投票の総数の過半数の賛成」とする (3) (略)

2 最高法規（略）

